アマチュア選手の移籍に関する手続きの理解促進 および大会要項等における出場資格の適正化に向けて

日頃は本協会の活動にご協力いただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、標記の件、加盟チームに登録するアマチュア選手の試合出場の機会が適正に与えられるようにするため、「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき、下記の2つの項目についてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 本協会に登録しているアマチュア選手が移籍を希望する場合は、速やかに登録を抹消して下さい。
- 2. 独自のルールにより移籍を禁止するなど、アマチュア選手を拘束しないようにして下さい。

【基本的な考え方】

アマチュア選手の移籍は自由に行われなければなりません

移籍禁止あるいは移籍しても試合に出場できない等の独自のルールが作られ、アマチュア選手の自由な移籍を妨げるケースが散見されます。本協会の加盟チームが、独自ルールによりアマチュア選手を拘束すること、移籍を理由に公式試合への出場を制限することは、認められません。

移籍した選手は、本協会が移籍を承諾した日から公式試合に出場する権利を有します

移籍した選手は、本協会が移籍を承諾した日から公式試合に出場する権利を有しますが、連盟や協会は大会要項により試合出場を制限することができます。しかし、その制限内容につき、エントリー期限が極端に早い、移籍選手に出場資格が与えられない等、アマチュア選手の試合出場機会を奪わないような配慮が必要です。

但し、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟が主催する大会ルールについては、サッカーだけのルールではないため、当該連盟のルールに従って下さい。

選手から移籍の申し出があった場合、移籍元チームは速やかに抹消手続きを行いましょう

所属のアマチュア選手から移籍の申し出があった場合、移籍元チームはたとえ不満であろうとも、それを承諾し、抹消手続きを行わなければなりません。その際に、名目のいかんを問わず、当該移籍に関して何らの対価を請求することはできません。一方で、移籍先チームは一方的な『引き抜き』と捉えられぬように心がけ、事前に移籍元チームとコミュニケーションを取るなど、円滑な移籍が行われるように努めることが必要です。

プロリーグができて、選手のパスウェイは大きく様変わりしました。リーグ戦が主流になり多層化になればなるほど試合 出場機会を求めるアマチュア選手の移籍の要望は増えてくると思われます。選手一人ひとりの成長を考え、適切なル ールの基に、選手本人に選択肢が与えられるような環境づくりにご協力願います。

【移籍元チームが抹消申請を行わない場合の手続き】

移籍元チームが選手の抹消承諾をするべきにもかかわらず、これを行わない場合、本協会は「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき、移籍元チームに代わり、選手の 抹消承諾を行います。

本手続きについては、移籍先チームが所属する都道府県サッカー協会にお問い合わせください。

以上

[参考] 公益財団法人日本サッカー協会「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」(抜粋)

第12条〔シーズン〕

- 1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
- 2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、 最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- 3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第13条〔登録ウインドー〕

5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

第20条〔移籍の手続き〕

- 1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。
- 2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、 移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第21条[公式試合への出場資格]

- 1. 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式試合に出場することができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。

第22条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該 移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。